

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和5年(2023)5月

出雲市

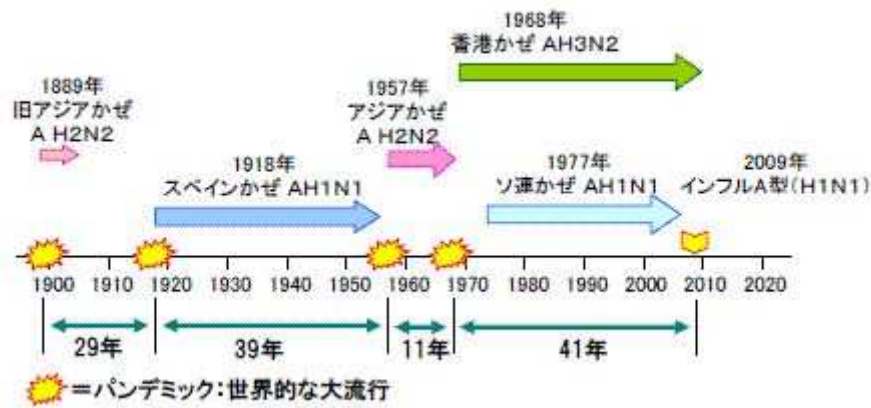
目 次

第1節	はじめに	2-1-1
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方と組織体制	2-1-5
第3節	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	2-1-11
第4節	発生段階と対応項目	2-1-12
1	発生段階	2-1-12
2	行動計画の段階	2-1-14
3	段階別患者発生状況予想	2-1-14
4	対策行動計画の主要な対応項目	2-1-15
第5節	発生段階別（ステージ0～5）の対応計画	2-1-28
○	新型インフルエンザ等未発生期 ステージ0	2-1-29
○	海外発生期 ステージ1	2-1-37
○	県内未発生期（国内発生早期）ステージ2	2-1-41
○	県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）ステージ3	2-1-47
○	県内感染期（国内感染期）ステージ4	2-1-53
○	小康期 ステージ5	2-1-60

第1節 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。



(島根県HPより)

ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

過去の事例では、ヒトに感染するウイルスは変異を重ねることにより世界的大流行を起こすことが知られており、大正7年のスペイン風邪は全世界の患者数は約6億人、死者数は2,000万人～4,000万人、日本でも患者数は約2,300万人、死者は約39万人との報告がされている。

さらに、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に制定された。

2. 取組の経緯

平成21年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が

国でも発生後1年間で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人、致死率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。(島根県内においても、2名の方が死亡:厚生労働省発表資料より)

この経験を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

この時期、本市においても、平成21年6月に「出雲市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的、地域的に医療資源、物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3. 出雲市行動計画の作成

市は特措法第8条に基づき、平成25年12月に策定された島根県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りながら、市内で新型インフルエンザの患者(疑い例を含む)が発生した場合に、患者の人権に配慮しながら、患者に適切な医療を提供するとともに、迅速かつ的確な調査を実施し、まん延防止を図ることにより、市民生活の被害を最小限に抑えることを目的として「出雲市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

この本市行動計画は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置、市の体制に関する事項等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

感染症法第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

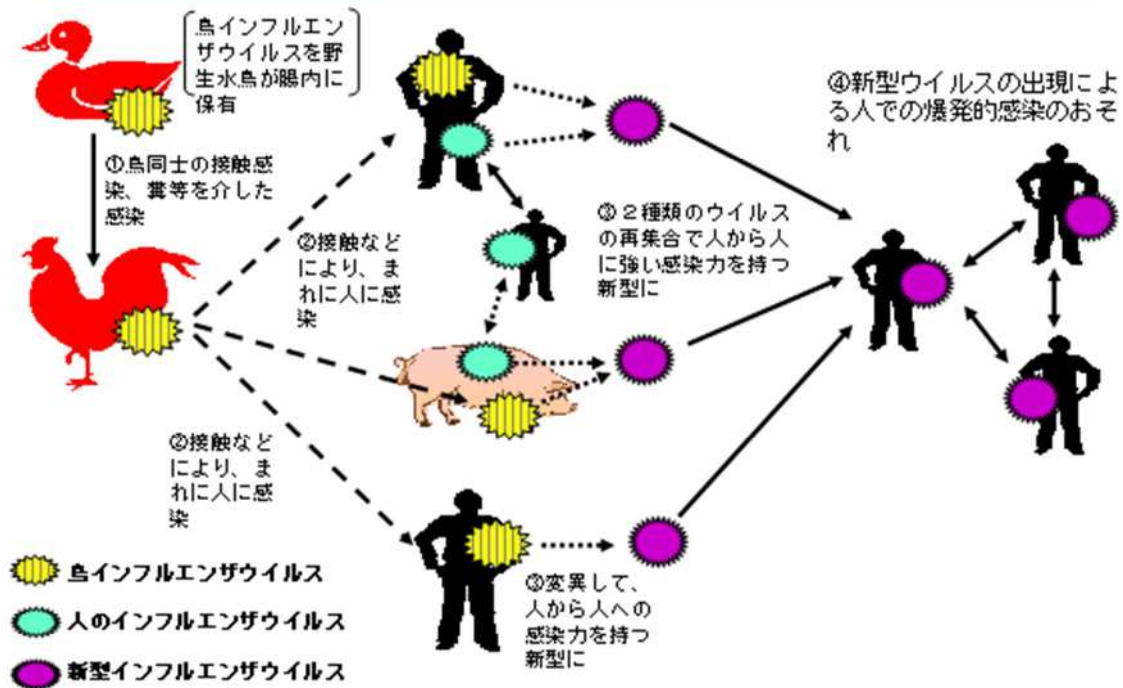
- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 四 再興型新型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

感染症法第6条

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



新型インフルエンザ対策の特徴

- 1 新型インフルエンザは必ず発生する。しかし、その発生時期と病原性の強さは予測できない。
- 2 新型インフルエンザの流行は、世界中・日本全国で同時に発生することが予想され、地震災害時のような支援を期待することは困難である。
- 3 新型インフルエンザは、最初の流行が数週間から数か月にわたり続き、更に第2波以降の流行が続く可能性が高い。
- 4 出雲市人口の25パーセントが罹患すると想定すると約4万4千人が罹患し、入院患者、死亡者数も増加するため、全ての医療機関に負荷がかかることが予想される。
- 5 医療従事者が、最も感染のリスクが高く、医療従事者の感染は、医療の提供に影響を及ぼす可能性がある。
- 6 一定期間に、家庭、学校、各種施設、事業所等での集団感染が予想され、社会全体で社会生活及び社会機能サービスに支障をきたす可能性がある。
- 7 新型インフルエンザは、人類が経験してきた疾患であり、手洗い・うがい・咳エチケット等の個人予防の徹底と集会等の自粛など社会的対応、医療(治療、ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等)を組み合わせ合わせた総合的な対策が必要である。

※咳エチケットとは

- ① 周囲の人から1m以上離れる。
- ② マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、顔をそらせる。
- ③ 使用したティッシュは密封して捨てる。
- ④ 抑えた手はただちに洗う。
- ⑤ 咳をしている人にマスク着用を勧める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方と組織体制

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ等は、発生時期や地域、感染力などの予測が困難であり、また、それに対抗するワクチンを有していないことから、対策の樹立が非常に困難であり、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

しかしながら、県、関係行政機関及び医師会、薬剤師会等の医療機関との連携により、流行期前から、発生段階別に具体的な対策を実施することにより、感染拡大防止を行い、被害を最小限に抑えて社会生活を安定させることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の流行を最小限に抑え、被害の拡大を防ぐためには、行政機関及び関係機関の各種対策に加え、市民及び事業者等の協力が不可欠となる。そのため、市民、事業者等は新型インフルエンザ等について正しく理解し行動することが重要であり、市民自らが予防に努める「自助」、流行期においては高齢者世帯等への支援をまちぐるみで行う「共助」の精神で取り組むことが肝要である。

なお、新型インフルエンザ等は、事案ごとに毒性や感染力が異なるため、その状況に応じて本計画に定める事項から必要な項目を抜き出して実行するなど弾力的に運用し、また、必要に応じて本計画への修正を加えていく必要がある。

(1) 流行規模の想定

正確な予測を行うことは非常に困難であるが、対策行動計画を策定する指針を得るため、流行予測を行う。流行予測は島根県の手法に倣い、出雲市に当てはめて得た数値を予測値とした。

(2) 発生段階

対策行動計画の策定に当たり、県の行動計画が定める6つ(前段階未発生期:第1段階海外発生期:第2段階県内未発生期:第3段階県内発生早期:第4段階県内感染期:第5段階小康期)の発生段階に対応することとした。これは、新型インフルエンザ等が広範囲で同時に流行することが予想され、出雲市が独自の設定区分に基づいて行動することは非効率的であると考えられるためである。

【参考:国行動計画の段階・県行動計画の段階】

国行動計画の段階	県行動計画の段階
前段階【新型インフルエンザ等未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
第1【海外発生期】 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	第2【県内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	第3【県内発生早期】 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	第4【県内感染期】 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
第5【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

(3) 対策の基本主要項目

対策行動計画の内容を6つの主要項目【1＝実施体制:2＝情報収集・提供・共有:3＝まん延防止:4＝予防接種:5＝医療:6＝市民の生活及び地域経済の安定に関する措置】に沿って、各発生段階において本市の対策を明らかにした。

(4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1) 基本的人権の尊重(特措法第5条関係)

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、患者等の人権にも配慮しながら、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表する。

(5) 組織体制

新型インフルエンザ等の発生、まん延を防止するためには、市民に対する正確な情報の提供、発生動向の把握、予防、医療など、その流行状況に応じた関係部局の連携が求められる。

このため、新型インフルエンザ等対策に関する組織体制について、出雲市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年出雲市条例第23号)に基づき「出雲市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、各部が連携して総合的かつ効果的な感染防止対策を推進しなければならない。

【参考】

○出雲市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、出雲市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は市長とし、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部に新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、副市長の職にある者をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(1) 教育委員会教育長

(2) 消防本部消防長

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が市職員のうちから任命する者

4 対策本部に前項に規定する職員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(本部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

各部署の役割分担

<p>共 通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県、関係機関・団体等との間の情報共有に関する事。 ・所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事。 ・発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事。 ・職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関する事。 ・発生期における市業務の維持継続に関する事。
<p>(総合調整担当) 防災安全部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の運営に関する事。 ・緊急対策活動の集約及び総合調整に関する事。 ・職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 ・本部長命令の伝達に関する事。 ・その他本部長の特命事項に関する事。 ・本部の庶務に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。
<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関する事。 ・応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。 ・島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。 ・各部、支所本部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 ・備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 ・ライフライン(ガス、油類)の機能確保に関する事。 ・市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事。 ・公務災害補償に関する事。 ・各部の応援体制の調整に関する事。 ・他部及び支部並びに他班の支援に関する事。
<p>総合政策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ・広報の総括に関する事。 ・報道機関への情報提供に関する事。 ・報道機関からの情報収集に関する事。 ・報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事。 ・ホームページ、インターネット等による情報発信に関する事。 ・記録写真に関する事。 <p>国際担当(文化国際室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人の支援に関する事。 ・県内在住外国人への情報提供に関する事。 <p>交通担当(交通政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関する事。 ・交通機関運行状況等の情報収集及び広報(ホームページ掲載等)に関する事。 ・救援物資等の輸送に係る通行の確保及び本部、支所本部との連絡調整に関する事。
<p>財政部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対策推進に必要な資材の調達に関する事。

財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎におけるまん延防止対策に関する事。 ・在宅支援資材の調達に関する事。 ・各部の応援に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策の統括に関する事。 ・予防接種等に関する事。 ・医療提供体制の確保に関する事。 ・患者輸送体制の確保に関する事。 ・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事。 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関する事。 ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事。 ・生活衛生関係業者に対する感染予防策の周知に関する事。 ・生活困窮者等への支援に関する事。 ・高齢者、障がい者等の要援護者の支援に関する事。
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事。 ・発生期における保育に関する事。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ施設等における感染予防・まん延防止に関する事。 ・各部の応援に関する事。
環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事。 ・火葬場の運営に関する事。 ・遺体安置所に関する事。 ・ごみの排出抑制等に関する事。 ・各部の応援に関する事。
商工振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部と連携した生活関連物資の物価・流通状況監視等に関する事。 ・ライフライン(金融)の機能確保に関する事。 ・企業活動の維持・復旧のための支援に関する事。 ・各部の応援に関する事。
観光交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・在外県人(観光客等)への情報提供に関する事。 ・各部の応援に関する事。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の維持・復旧のための支援及びライフライン(金融)機能確保 ・主要食料(米、野菜、畜産物)の安定供給と情報発信 ・農家及び関係団体への情報提供及び注意喚起の実施 ・各部の応援に関する事。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の感染予防、まん延防止に関する事。 ・各部の応援に関する事。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン(水道・下水道)の機能確保に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関する事。 ・発生期における教育対策に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の搬送体制の確保等に関する事。
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医療センターにおける診療機能の確保に関する事。

第3節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 出雲市における新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生時の被害規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、その流行規模を完全に予測することは困難であるが、本計画は島根県の行動計画と同様に、人口の25パーセントが罹患するとの想定の下に算定する。

	出雲市
り患者数	約 43,500人
医療機関受診患者数	約 17,400人 ～ 34,800人
入院患者数	約 740人 ～ 2,800人
死亡者数	約 220人 ～ 840人

※本推計では、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、我が国の衛生状態等を考慮していない。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では以下のような影響が一つの例として想定している。

- (1) 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (2) ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第4節 発生段階と対応項目

1. 発生段階

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ確かな対応ができるよう、平時から対応方針を定めておく必要がある。

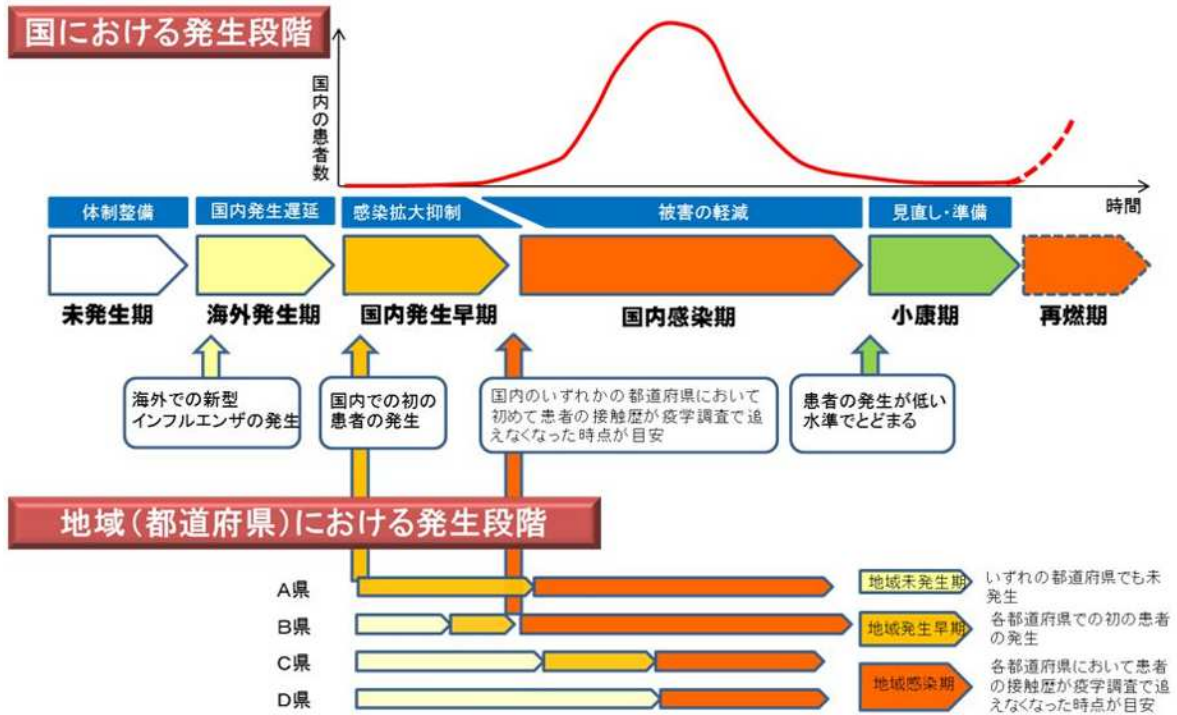
国においては、大流行が起こる前から大流行がピークを迎えて小康期に入るまでを状況に応じて5つのフェーズに分類し、それぞれ計画の段階を設けている。

島根県においては、これを参考にしつつ、発生段階を6段階(前段階～第5段階)に分類しそれぞれの段階に応じた対応を定めている。

【国行動計画の段階・県行動計画の段階】再掲載

国行動計画の段階	県行動計画の段階
前段階【新型インフルエンザ等未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
第1【海外発生期】 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	第2【県内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	第3【県内発生早期】 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	第4【県内感染期】 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
第5【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断

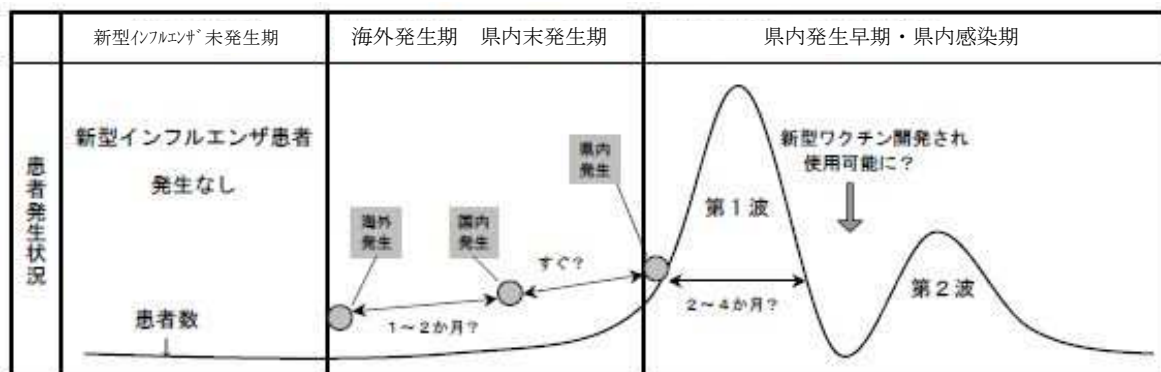


本市においても、行動計画の段階を島根県の計画に合わせて次の6段階とし、各段階に応じて対策を行うこととする。

2. 行動計画の段階

発生段階	定義
新型インフルエンザ等未発生期 ステージ0	家きんなどに高病原性鳥インフルエンザが発生し、ヒトへの感染も見られるが、海外及び国内でヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
海外発生期 ステージ1	海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された段階
県内未発生期 ステージ2	国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
県内発生早期 ステージ3	島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期 ステージ4	島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期 ステージ5	患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

3. 段階別患者発生状況予想



※この予想は、過去に発生した新型インフルエンザの際の患者発生状況等をもとに想定されたものであり、実際に発生した場合の患者発生状況とは異なる場合がある。

4. 対策行動計画の主要な対応項目

対策行動計画の内容を6つの主要項目とする。

【1＝実施体制：2＝情報収集・提供・共有：3＝まん延防止：4＝予防接種：5＝医療：6＝市民の生活及び地域経済の安定に関する措置】

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、防災安全課及び健康増進課が中心となり、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、関係部局一体となった取組を推進する。さらに、関係部局においては、県や県内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、条例に基づき、関係部局一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とし、副市長及び各部長の長からなる出雲市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が、特措法に基づき、本市を区域とする緊急事態宣言がされた場合は、必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市においては、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

(2) 情報収集・提供・共有

- ◆ 関係機関等からの情報収集
- ◆ 情報提供体制の確立と提供方法
- ◆ 県内各地域、関係機関、事業所等との情報共有と情報収集
- ◆ 相談窓口の設置等

市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情

報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

1) 情報提供手段の確保と提供

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

※出雲市における主な情報発信媒体

- ・防災行政無線 ・いずも防災メール ・コミュニティFM(エフエムいずも)
- ・ケーブルテレビ文字放送(出雲ケーブルビジョン・ひらたCATV)
- ・有線放送(ひらたCATV)
- ・市ホームページ ・Twitter ・Facebook ・LINE 等

2) 発生前における市民等への情報提供 (健康福祉部:教育部:総合政策部)

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育部等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

3) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮してわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、

患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

4) 情報提供:共有体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。

市対策本部における総合政策部(広報担当者)を中心とし、適時適切に情報を提供・共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように市対策本部(防災安全課)が総合的な調整を行う。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止

- ◆ 個人単位の感染防止対策
- ◆ 個人、地域、集団単位での感染拡大防止対策(患者隔離と接触者の管理)
- ◆ 地域感染拡大防止対策の協力
- ◆ 社会活動に関する自粛要請・助言等

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

個人単位の感染防止対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

1) 主な感染拡大防止策について

個人単位の感染防止対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとと

もに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

その他、海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

◆ 予防接種の実施

1) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる※1プレパンデミックワクチンと※2パンデミックワクチンの2種類がある。

※1: A/H5N1亜型のいずれかの株がパンデミックを起こすと予測されておりA/H5N1ウイルスワクチン株を孵化鶏卵で増殖させてワクチンを製造している(プレパンデミックワクチン)

※2: 発生時にそのときのウイルスを使用して製造されるワクチン(パンデミックワクチン)

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認められるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

政府行動計画では、登録事業者、公務員を上記のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

ア 医療関係者

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

ウ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)

エ それ以外の事業者の順とすることを基本として国が決定するとされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を国が決定するとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

③ 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とさ

れている。

④ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。



※ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

- ア 医学的ハイリスク者
- イ 小児
- ウ 成人・若年者
- エ 高齢者

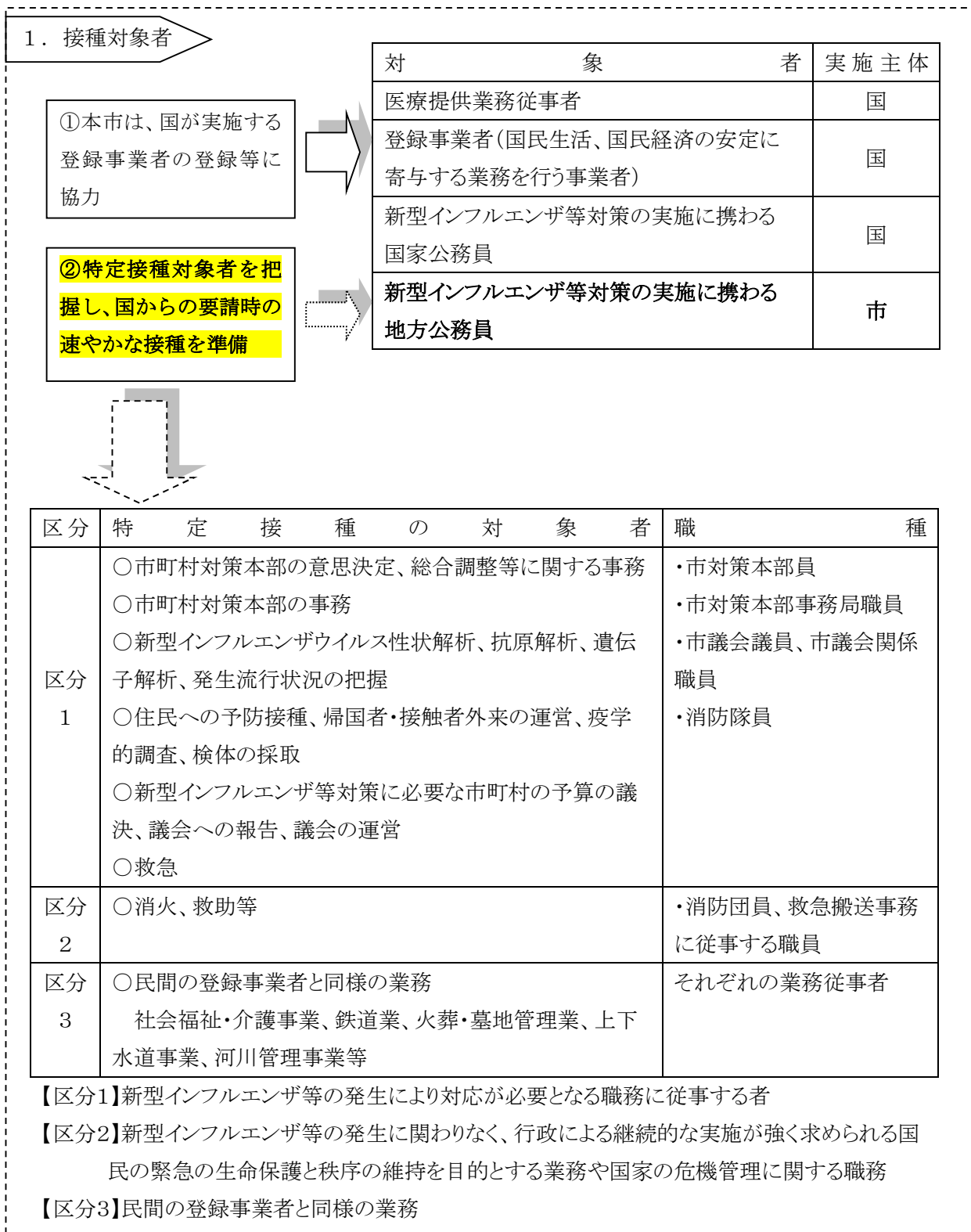
【参考：予防接種体制】

予 防 接 種 実 施 体 制

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、二つの予防接種（特定接種及び住民接種）が規定されている。
2. いずれの接種も、原則として、集団的接種により実施する。
3. 予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて、政府対策本部にて総合的に判断し、決定される。

分類	根拠等	優先順位
特定 接種	<p>○特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの</p> <p>○政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種</p>	<p>新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順が示されている。</p> <p>①医療関係者</p> <p>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員</p> <p>③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）</p> <p>④それ以外の事業者</p>
住民 接種	<p>●【緊急事態宣言が行われている場合】</p> <p>特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種</p> <p>○【緊急事態宣言が行われていない場合】</p> <p>予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種</p>	<p>以下の4つの群に分類し、状況に応じ国が接種順位等を決定</p> <p>①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）</p> <p>②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③成人・若年者</p> <p>④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p>

【参考：特定接種の1. 対象者】



※「特定接種の対象となり得る業種・職務について（予防接種に関するガイドライン案）」より引用

【参考：住民接種の1. 対象者及び2. 接種体制】

1. 接種対象者

- 全ての市民が対象となるが、ワクチン供給開始から全国民(市民)分の供給までには一定の期間を要するため、接種順位を決定する際の考え方をあらかじめ整理し、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が決定する。
- 接種順位は、重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方が考えられるが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もある。

【出雲市における接種対象者数】

接 種 分 類	概 算 数 (人)
・医学的ハイリスク者： 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 【○基礎疾患を有する者 ○妊婦】	約 6,600人
・小児 (1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。：概ね15歳までの児童)	約 30,000人
・成人 (18歳～)・ ・若年者 (15歳～34歳)	約103,500人
・高齢者 :ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)	約 47,000人

平成25年10月末現在(市民課資料より)

日本の喘息の累積有症率(現症と既往の合計)は乳幼児5.1%、小児6.4%、成人3.0%

厚生労働省資料より

1,500人	30,000人	103,500人
77人	1,920人	3,105人

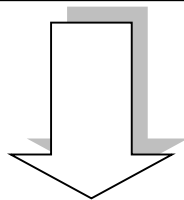
① 政府行動計画、市行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者(ワクチン需要量)を把握する。

② 国及び県、出雲医師会等の協力を得ながら、速やかにワクチンを接種することができるよう、接種対象者に応じた接種体制を検討する。

2. 接種体制

○ 緊急事態宣言時は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種とし、緊急事態宣言がない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)として、原則として集団的接種により、全市民が速やかに接種することができる体制を構築する必要がある。

市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、総合医療センター、出雲医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討・準備を進める。



市は、国、県及び総合医療センター、出雲医師会等の協力を得ながら、本市の区域内に居住する者に対し、一斉接種又は協力医療機関での個別接種、あるいはその組み合わせにより、予防接種を実施する。

【参考:インフルエンザ等特別措置法一部抜粋】

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

【参考】予防接種法 一部抜粋

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事(市町村長)は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い(行う)、又は市町村長に行うよう指示することができる。

(5) 医療

1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

2) 発生前における医療体制の整備

市は、二次医療圏等の圏域(出雲圏域)を単位とし、出雲保健所、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、消防等との連携を密にしておくことが重要である。

3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は患者の治療とともに感染拡大抑制策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなっている。

※感染症指定医療機関等とは一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院(松江赤十字病院)、また、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院(島根県立中央病院)

※一類感染症＝エボラ出血熱:コンゴ出血熱:ラッサ熱:ペスト等

※二類感染症＝結核:ジフテリア:コロナウイルス属SARSコロナウイルス等

また、国内での発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、県はサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供することとなっている。

市は、医療の上記分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、医師会、薬剤師会等の関係機関のネットワークの構築が重要である。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間ほど続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

第5節 発生段階別(ステージ0～5)の対応計画

国は下記に示すとおり、発生段階を、前段階(未発生期)、第一段階(海外発生期)、第二段階(国内発生早期)、第三段階(国内感染期)、第四段階(小康期)の5段階に分けて分類し、それぞれの段階に応じた対応を定め、政府対策本部が判断し公表する。

県においても行動計画の段階を、6段階(ステージ)とし、各段階に応じて対策を行うこととしている。

- 前段階 ステージ0 (未発生期)
- 第一段階 ステージ1 (海外発生期)
- 第二段階 ステージ2 (県内未発生期)
- 第三段階 ステージ3 (県内発生早期)
- 第四段階 ステージ4 (県内感染期)
- 第五段階 ステージ5 (小康期)

市においても、下記に示すとおり県の行動計画の段階に合わせた対策を行う。

国行動計画の段階	市(県)行動計画の段階
前段階【新型インフルエンザ等未発生期】ステージ0 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
第1【海外発生期】ステージ1 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	第2【県内未発生期】ステージ2 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	第3【県内発生早期】ステージ3 島根県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	第4【県内感染期】ステージ4 島根県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
第5【小康期】ステージ5 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

○ 新型インフルエンザ等未発生期 ステージ0（準備体制：関係課連絡会議）

◆1 新型インフルエンザ等が発生していない状態

◆2 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<対策の目的>

- ①発生に備えて体制の整備を行う。

◇方針

新型インフルエンザ等発生に備えた感染予防・感染防止対策の市民に対する普及啓発及び対策に必要な計画策定、体制整備等各種の準備を行う。また、新型インフルエンザ等の発生を防止するため、鳥インフルエンザ対策を確実にを行い、鳥インフルエンザの感染拡大防止を図る。

<主な対策>

- 1 新型インフルエンザ等に関する情報収集、防疫体制等の整備
- 2 新型インフルエンザ等感染予防・感染防止対策の普及啓発
- 3 新型インフルエンザ等対策に必要な体制整備
- 4 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画、住民予防接種実施要領等の策定を行い、必要に応じて、見直していく。

(1) 実施体制

◆市の体制：出雲市関係課連絡会議（緊急事態等対処計画より）

・防災安全課 ・健康増進課 ・高齢者福祉課 ・福祉推進課 ・消防本部等関係各課

関係課は、高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報収集を積極的に実施するとともに情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等対策の必要な各種の準備及び訓練を行う。

(2) 情報収集・提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の対策等に関する市内の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに県に報告する。

また、国、島根県など関係機関から、高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

- ・新型インフルエンザ等発生の兆候の早期把握〔防災安全部、健康福祉部、教育部〕
- ・高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止に関する情報収集〔健康福祉部、農林水産部〕

1) 市民への情報提供〔防災安全課、総合政策部、健康福祉部〕

ア 新型インフルエンザ等の感染経路等の基礎知識、一般的な予防、家庭での備蓄について、広報いずも、市ホームページ等広報媒体を使い、広報を実施する。

・防災行政無線 ・いずも防災メール ・コミュニティFM(エフエムいずも)
・ケーブルテレビ文字放送(出雲ケーブルビジョン・ひらたCATV)
・有線放送(ひらたCATV)
・市ホームページ ・Twitter ・Facebook、LINE 等

イ 広報媒体をリストアップし、市民へ効果的に情報提供できる体制を構築する。

2) 学校、事業所、公共交通機関等関係機関への情報提供及び情報収集

ア 事業所等へ新型インフルエンザ等に関する情報提供と一般的な予防、予防物品の備蓄等を要請する。〔防災安全部、総合政策部、健康福祉部、商工振興部、観光交流部、教育部〕

イ 島根県、保健所が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔防災安全部、健康福祉部、教育部、消防本部〕

3) 相談窓口(コールセンター等設置)の準備〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は国又は県からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。

(3) まん延防止

1) 個人:学校等における対策の普及〔防災安全部、健康福祉部、教育部、商工振興部、観光交流部〕

感染予防・まん延防止のため、住民をはじめ、学校、施設、事業者等において、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控える、マスクを着用するといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

2) 県との連携〔防災安全部、健康福祉部〕

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

3) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化〔防災安全部、健康福祉部〕

市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査について、連携を強化する。

4) 地区災害対策本部との連携〔防災安全部〕

市は、各地区災害対策本部と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策等についての情報提供を行うとともに、理解促進を図る。

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

1) 特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施する。

2) 特定接種の準備

- ① 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ② 市は、第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ③ 市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- ④ 登録事業者は、必要に応じ市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市は、その際に協力する。
- ⑤ 市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- ⑥ 市は、特定接種の対象となり得る地方公務員について対象者を把握し、厚生労働省に報告する。
- ⑦ 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

3) 住民接種の位置づけ

住民接種は、全住民(在留外国人を含む。)を対象とする。また、実施主体である市が接種を実施する対象者は、当該市の区域内に居住する者を原則とする。上記以外にも住民接種の対象者としては、本市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も含まれる。

4) 住民接種の準備

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る必要がある。

そのため、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- ① 市は、市におけるワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、出雲医師会、島根県看護協会等と連携の上、接種体制を構築する。

ア ワクチン需要量の算出と、住民接種のシミュレーションの実施

イ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

ウ 接種場所の確保 ※(医療機関、保健所、保健センター、学校等)

エ 接種に要する器具等の確保

オ 接種に関する住民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等)

- ※ 市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。

※ 住民接種のシミュレーション(概要)

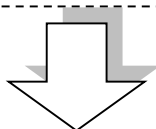
住民接種の接種体制のシミュレーション(概要)

○接種対象者による接種体制(案)

1. 【妊婦，基礎疾患を有する者】 約6,600人
(1) 医療機関で主治医が個別にワクチンを接種する。
2. 【小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)】 約30,000人
(1) 予防接種協力医療機関等(※約130箇所)での個別のワクチン接種
※出雲市地域防災計画資料編P45参照
3. 【成人・若年者】 約103,500人
(1) 小学生、中学生、高校生及び大学生については校医等による学校での集団接種
(2) 従事者100人以上の事業所については、産業医等による事業所での集団接種
(3) 予防接種協力医療機関等(約130箇所)での個別のワクチン接種
(4) 在宅要援護者については訪問による個別接種
4. 【高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)】 約47,000人
(1) 予防接種協力医療機関等(約130箇所)での個別のワクチン接種
(2) 社会福祉施設の入所者については嘱託医等によるワクチン接種

○医療従事者の試算

- (1) 予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編成し、各班員が行う業務をあらかじめ明確に定めておく。
- (2) 上記の接種体制で、1チーム1時間あたり40回接種(医師1人1時間当たり20回接種)を想定する。



より具体的に検討すべき事項

- ★医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法
- ★学校や事業所での集団接種を受けることができない対象者への対応
- ★他の市町村の住民に対する接種(学校、事業所、社会福祉施設等)に係る調整
- ★その他

予防接種 予定会場(案)

地域	対象人口	接種会場 予定数	接種予定会場
出雲地域	94,700	9箇所	今市小学校
			塩冶小学校
			四絡小学校
			大津小学校
			高松小学校
			北陽小学校
			みなみ小学校
			神戸川小学校
平田地域	23,500	3箇所	長浜小学校
			平田小学校
			灘分小学校
大社地域 多伎地域 湖陵地域 佐田地域	25,000	4箇所	国富小学校
			荒木小学校
			多伎小学校
			湖陵小学校
斐川地域	29,800	3箇所	須佐小学校
			西野小学校
			荘原小学校
			中部小学校

(令和5年3月末現在)

(5) 医療

1) 医療体制

- ① 地域の医療体制や防疫活動について、保健所と情報交換を行う。〔医療介護連携課、健康増進課〕
- ② 市立の医療機関においては、県計画において定められる役割を発揮できるよう、院内体制を準備しておく。
 - ・ 総合医療センター: 新型インフルエンザ等患者の入院に係る医療、帰国者・接触者外来、県内感染期における新型インフルエンザ等患者に対する外来診療〔総合医療センター〕
- ③ 新型インフルエンザ等患者の入院措置について、事前に県と協議し、必要となる移送体制を確立させる。〔消防本部〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき下記に示す事項について事前に十分な準備を行う。

1) 生活支援

① 要援護者への生活支援〔健康福祉部〕

市は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的な支援体制計画及び手続きを定めておく。

② 関係団体等との連携〔健康福祉部〕

市は、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、出雲市社会福祉協議会や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

③ 依頼内容等の検討〔健康福祉部〕

市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容(食料品、生活必需品等の提供の準備等)、協力者等への依頼内容等を検討する。

④ 食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法〔財政部〕

市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。

⑤ 備蓄〔防災安全課〕

市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行う。

2) 業務継続計画の策定〔関係各課〕

市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画の策定に努める。

3) 火葬・遺体安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕

市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際、また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携・協力する。

※(市は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられているこ

とから、市内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。）

① 火葬能力の把握

市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力について県が調査する場合に協力する。

【出雲市の公営斎場】

斎場名	住所	1日当たり火葬可能数
出雲斎場	出雲市平成町	11体／通常時間内
湖西斎場	出雲市国富町	6体／通常時間内

※環境政策課調べ

② 遺体安置

市は、公共施設及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)数について県が調査する場合に協力する。

【臨時遺体安置所(案)】※空調設備を有している施設

遺体安置所	住所	面積 m ²
浜山公園体育館(カミアリーナ)	出雲市大社町	10,178
湖遊館(アリーナ)	出雲市園町	3,375

○ 海外発生期 ステージ1(関係各課連絡会議又は市対策本部へ移行)

- ◆1 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態
- ◆2 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<対策の目的>

- ①市内発生に備えて体制の整備を進める。
- ②市内発生の早期発見に努める。

<対策の考え方>

- ①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ②対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス情報収集の体制を強化する。
- ④海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。
- ⑤国等が検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

<主な対策>

- 1 海外発生及び国内侵入阻止対策に関する情報収集
- 2 感染拡大に備えた医療体制及び相談体制の整備
- 3 感染予防・感染防止のための手洗い、うがい、咳エチケット等励行の周知
- 4 国内発生等に備えた市民生活や社会機能維持に関する社会対応の検討

(1) 実施体制

◇市の体制＝注意・準備体制(関係課連絡会議)・・・緊急時対処計画より
状況により出雲市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- 1) 市は関係課連絡会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報収集を積極的に実施するとともに情報の共有化を図り、新型インフルエンザ対策の必要な各種の準備を進める。
- 2) 市は、政府対策本部が設置された場合、条例に基づき速やかに出雲市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2) 情報収集・提供・共有

- 1) 市民への情報提供〔防災安全部、総合政策部、健康福祉部〕

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。

ア 新型インフルエンザ等の感染経路等の基礎知識、一般的な予防について、広報いずも、市ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線等あらゆる広報媒体を使い広報を実施する。併せて、2週間程度分の食料、生活必需品及び医薬品の備蓄を呼びかける。

イ 海外での発生状況、国内での発生の兆候等について市民へ情報提供する。

ウ 市内に居住する外国人、障がいのある人、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する的確な情報提供を行う。

- 2) 学校、事業所、公共交通機関等関係機関への情報提供及び情報収集

〔防災安全部、健康福祉部、総合政策部、商工振興部、観光交流部、教育部〕

ア 事業所等へ発生状況の情報提供と一般的な予防、予防物品の備蓄等啓発、要請を継続し実施する。

イ 市内の小中学校を通じ、児童、生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

ウ 県、出雲保健所が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。

- 3) 相談窓口(コールセンター等)の設置〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は県からの要請に基づき、相談窓口(コールセンター等)を設置する。

また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

※各部局が提供しようとする複数の情報等について、提供先が同範囲である場合には、適宜、総合政策部で一元化の調整を図る。

(3) まん延防止

- 1) 個人:学校等における対策の普及〔防災安全部、健康福祉部、教育部、商工振興部、観光交流部〕

感染予防・まん延防止のため、学校、施設、事業者等において、マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控え、マスクを着用するといった基本的な感染対策について実施を促す。
- 2) 県との連携〔防災安全部、健康福祉部〕

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解を図る。
- 3) 地区災害対策本部との連携〔防災安全部〕

市は、各地区災害対策本部に対して、新型インフルエンザ等緊急事態における不用不急の外出自粛要請の感染対策等についての情報提供を行う。

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

- 1) 特定接種
市は、県及び国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
- 2) 住民接種
市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合には、接種体制の準備を行う。

※病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

(5) 医療

- 1) 医療体制
 - ① 地域の医療体制について、保健所や医療関係団体等と情報交換を行う。〔医療介護連携課〕
 - ② 地域の防疫に係る広報活動について、保健所に確認する。〔健康増進課〕
 - ③ 市立の医療機関においては、県の要請に従って計画に定められる役割を担う。
 - ・ 総合医療センター:帰国者・接触者外来〔総合医療センター〕
 - ・ 市立診療所:通常の診療時間帯において感染が疑われる患者に対する帰国者・接

触者相談センターへの誘導〔医療介護連携課〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保〔健康福祉部〕

1) 要援護者対策

① 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

② 遺体の一時安置

市は、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界をこえる事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保について準備を進める。

○ 県内未発生期(国内発生早期)ステージ2

◆ 国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態

<対策の目的>

- ①市内発生の遅延と市内発生の早期発見に努める。
- ②市内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- ①市内発生に備えて、原則として、海外発生期の対策を継続する。
- ②国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。
- ③国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が県域において緊急事態措置を実施すべき区域として、緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を行う。
- ④住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

<主な対策>

- 1 感染を防止するため情報提供体制と、適切な情報提供による混乱防止
- 2 感染症指定医療機関を中心とした診療の実施と感染拡大に備えた医療体制の確保及び相談体制の強化
- 3 まん延防止、市民生活や社会機能維持に関する社会対応の要請
- 4 学校、施設等に対する臨時休校、臨時休業、職員の就業制限等の準備要請

(1) 実施体制 ◇市の体制:出雲市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等の流行に備えるため各部局で初期対応を実施するとともに、国内発生後、期間を置かず県内での発生も予想されるため、県内発生に備えた全庁的な対策の検討を図る。

(2) 情報収集・提供・共有

国内での新型インフルエンザ等の感染状況に関する情報を収集するとともに、必要に応

じて県及び関係機関等と情報交換を行う。

また、発生情報の把握と県内発生への防止に向けた県の対応措置の周知に協力する。

さらに、地域、学校、施設、事業所等において患者が発生した場合には、速やかに保健所及び市に連絡するように協力を要請する。

また、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当っては、県、政府対策本部及び厚生労働省等と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これら関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

1) 市民への情報提供〔総合政策部、健康福祉部〕

- ① 新型インフルエンザ等に関する情報について、随時市民にメッセージを送り、風評等による混乱防止を図る。
- ② 新型インフルエンザ等の基本知識、発生状況、予防策、行政の対応状況など最新情報を市民に提供する。
- ③ 市内に居住する外国人、障がいのある人、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する的確な情報提供を行う。
- ④ 発生地域の公表は、原則、市(出雲市内)までの公表とし、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合、その程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

2) 学校、事業所、公共交通機関等関係機関への情報提供及び情報収集

- ① 事業所等へ発生状況の情報提供と一般的な予防、予防物品の備蓄等啓発を継続して実施する。〔商工振興部、観光交流部〕
- ② 市内の小中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔教育部〕
- ③ 医療機関及び関係機関に対し、島根県と連携して患者の発生状況や感染予防・感染防止対策等について情報提供する。〔健康福祉部〕
- ④ 保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員に対する休暇措置等の配慮について、事業所に要請する。〔健康福祉部〕

※各部局が提供しようとする複数の情報等について、提供先が同範囲である場合には、適宜、総合政策部で一元化の調整を図る。

3) 相談窓口の設置(コールセンター等の設置)〔健康福祉部〕

市は、県から状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版の配布を受ける。また、県又は国の要請に基づき、相談窓口(コールセンター等)の充実・強化を図る。

(3) まん延防止

1) 感染予防とまん延防止対策

ア 感染予防・感染防止のため、学校、施設、事業所等において、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットを勧奨する。〔防災安全部、教育部、健康福祉部、商工振興部、観光交流部〕

イ まん延防止のため、学校、施設等に対し臨時休校、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。〔教育部、健康福祉部〕

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等の閉鎖または閉鎖要請について、事前の周知を図る。〔関係部局〕

2) 社会行動の制限

ア 流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を島根県と連携し実施する。〔防災安全部、健康福祉部〕

イ 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請に向けた準備を行う。

〔総務部、総合政策部〕

ウ 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請に向けた準備を行う。〔商工振興部、観光交流部〕

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

※病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

1) 市は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

2) 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・保健センターなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

3) 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示版等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

4) 市は、基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。

- 5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。但し、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- 6) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- 7) 予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※接種予定会場(案)再掲

地域	対象人口	接種会場 予定数	接種予定会場
出雲地域	94,700	9箇所	今市小学校
			塩冶小学校
			四絡小学校
			大津小学校
			高松小学校
			北陽小学校
			みなみ小学校
			神戸川小学校
長浜小学校			
平田地域	23,500	3箇所	平田小学校
			灘分小学校
			国富小学校
大社地域 多伎地域 湖陵地域 佐田地域	25,000	4箇所	荒木小学校
			多伎小学校
			湖陵小学校
			須佐小学校
斐川地域	29,800	3箇所	西野小学校
			莊原小学校
			中部小学校

(令和5年3月末現在)

(5) 医療

1) 医療体制

- ① 地域の医療体制について、保健所や医療関係団体等から情報収集に努める。〔医療介護連携課〕

- ② 帰国者・接触者相談センターへの相談や帰国者・接触者外来への受診方法など、保健所が行う防疫に係る広報活動に協力する。〔健康増進課〕
- ③ 地域の感染状況について、以下の情報などを保健所から収集、確認する。〔健康増進課〕
 - ・ 帰国者・接触者外来での受診状況
 - ・ 市内医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生状況
 - ・ 上記の疑われる患者に関するPCR検査等の結果
- ④ 市立の医療機関においては、県の要請に従って計画に定められる役割を担う。
 - ・ 総合医療センター: 帰国者・接触者外来〔総合医療センター〕
 - ・ 市立診療所: 通常の診療時間帯において、感染が疑われる患者に対する帰国者・接触者相談センターへの誘導〔医療介護連携課〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 1) 社会行動の制限等
 - ① 流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を県と連携し実施する。
〔防災安全部、健康福祉部〕
 - ② 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請に向けた準備を行う。
〔総合政策部、総務部〕
 - ③ 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請に向けた準備を行う。〔商工振興部、観光交流部〕
- 2) 要配慮者対策等〔健康福祉部〕

市は、計画に基づき、要配慮者対策を実施する。

 - ① 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。
 - ② 市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。
- 3) 遺体の火葬・安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕
 - ① 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、県域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。
 - ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備し

ている場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

4) 保育の支援〔子ども未来部〕

市は、保育施設等が閉鎖された際、入所している子の保護者が、社会機能維持に関わる仕事(警察、医療、ライフラインに関する業務等)に勤務している場合やその他の事情により家庭保育ができない場合は、指定した市立保育所における緊急保育を検討する。

5) ごみの排出抑制周知〔環境エネルギー部〕

市は、流行規模が拡大し、ごみ回収や処理の維持が困難となった場合には、市民及び事業者に対してごみ排出抑制を協力要請することを事前に周知する。

6) 緊急事態宣言がされている場合の追加措置

- ① 水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔上下水道局〕
- ② 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
〔総務部、商工振興部〕

○ 県内発生早期(国内発生早期～国内感染期)ステージ3

◆ 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<対策の目的>

- ①県内（市内）での感染拡大を出来る限り抑える。
- ②患者に適切な医療を提供する。
- ③感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- ①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。県内（市内）発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ②医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ③県内（市内）での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報をできるだけ集約し、情報共有をする。
- ④新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤県内（市内）感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制 ◇市の体制:出雲市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ対策を全庁で実施するため、医療体制の強化と徹底した感染防止対策等による流行拡大の防止対策を実施する。

(2) 情報収集・提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に適宜情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部や教育部等と連携して、感染症や公衆衛生につ

いて丁寧に情報提供を行う。

1) 市民への情報提供〔総合政策部、健康福祉部〕

- ① 新型インフルエンザ等に関する情報について、適宜市民にメッセージを送り、風評等による混乱防止を図る。
- ② 新型インフルエンザ等の基本知識、発生状況、予防策、行政の対応状況など最新情報を市民に提供する。
- ③ 市内に居住する外国人、障がいのある人、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する的確な情報提供を行う。
- ④ 発生地域の公表は、原則、市(出雲市内)までの公表とし、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

2) 学校、事業所、公共交通機関等関係機関への情報提供及び情報収集

- ① 事業所等へ発生状況の情報提供と一般的な予防、予防物品の備蓄等啓発を継続して実施する。〔商工振興部、観光交流部〕
- ② 市内の小中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔教育部〕
- ③ 医療機関及び関係機関に対し、島根県と連携して患者の発生状況や感染予防・感染防止対策等について情報提供する。〔健康福祉部〕
- ④ 保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員に対する休暇措置等の配慮について、事業所に要請する。〔健康福祉部、子ども未来部〕

※各部局が提供しようとする複数の情報等について、提供先が同範囲である場合には、適宜、総合政策部で一元化の調整を図る。

3) 相談窓口の設置(コールセンター等の設置)〔健康福祉部〕

市は県から状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版の配布を受ける。また、県又は国の要請に基づき、総合相談窓口(コールセンター等)の充実・強化を図る。

※各部局が提供しようとする複数の情報等について、提供先が同範囲である場合には、適宜、総合政策部で一元化の調整を図る。

(3) まん延防止

1) 感染予防とまん延防止対策

- ① 感染予防・感染防止のため、学校、施設、事業所等において、手洗い、うがい、マスク

- の着用、咳エチケットを勧奨する。〔健康福祉部、教育部、商工振興部、観光交流部〕
- ② まん延防止のため、学校、施設等に対し臨時休校、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。〔教育部、健康福祉部〕
 - ③ 不特定多数の者が利用する公共施設等の閉鎖または閉鎖要請について、事前の周知を図る。〔関係部局〕
 - ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔交通政策課〕

2) 社会行動の制限

- ① 流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を県と連携し実施する。
〔防災安全部、健康福祉部〕
- ② 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請を行う。
〔総務部、総合政策部〕
- ③ 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請を行う。〔商工振興部、観光交流部〕

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

緊急事態宣言がされている場合においては、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

※病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

- 1) 市は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

※接種予定会場(案)参照

- 2) 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・保健センターなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 3) 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示版等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

- 4) 市は、基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。
- 5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。但し、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- 6) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- 7) 予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(5) 医療

1) 医療体制

- ① 地域の医療体制について、保健所や医療関係団体等から情報収集に努めるとともに、医療関係団体等への支援を行う。〔医療介護連携課〕
- ② 帰国者・接触者相談センターへの相談や帰国者・接触者外来への受診方法など、保健所が行う防疫に係る広報活動に協力する。〔健康増進課〕
- ③ 地域の感染状況について、以下の情報などを保健所から収集、確認する。〔健康増進課〕
 - ・ 帰国者・接触者外来での受診状況
 - ・ 市内医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生状況
 - ・ 上記の疑われる患者に関するPCR検査等の結果
 - ・ 新型インフルエンザ等患者の入院状況
- ④ 市立の医療機関においては、県の要請に従って計画に定められる役割を担う。
 - ・ 総合医療センター: 新型インフルエンザ等患者の入院に係る医療、帰国者・接触者外来〔総合医療センター〕
 - ・ 市立診療所: 通常の診療時間帯において、感染が疑われる患者に対する帰国者・接触者相談センターへの誘導〔医療介護連携課〕
- ⑤ 新型インフルエンザ等患者の入院措置について、必要となる移送に協力する。〔消防本部〕
 - ※ なお、病原性の低いことが判明して一般の医療機関による診療体制に移行することが決定した場合は、上記の医療体制はとらない。

2) 疫学調査

- ① 島根県が実施する疫学調査について、要請に基づき協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

〔防災安全部、健康福祉部、商工振興部、観光交流部、環境エネルギー部、上下水道局、教育部、総務部〕

1) 社会行動の制限等

流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を県と連携し実施する。〔防災安全部、健康福祉部〕

2) 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請を行う。〔総務部、総合政策部〕

3) 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請を行う。〔商工振興部、観光交流部〕

4) 要援護者対策等〔健康福祉部〕

① 市は、計画に基づき、引き続き要援護者対策を実施する。

② 市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

③ 市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

5) 遺体の火葬・安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕

① 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。

② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、引き続き円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

6) 保育の支援〔子ども未来部〕

市は、保育施設等が閉鎖された際、入所している子の保護者が、社会機能維持に関わる仕事(警察、医療、ライフラインに関する業務等)に勤務している場合やその他の事情により家庭保育ができない場合は、指定した市立保育所における緊急保育を検討する。

7) ごみの排出抑制周知〔環境エネルギー部〕

市は、流行規模が拡大しごみ回収や処理の維持が困難となった場合には、市民及び

事業者に対してごみ排出抑制を協力要請することを事前周知する。

8) 緊急事態宣言がされている場合の追加措置〔上下水道局、総務部、商工振興部〕

- ① 水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

○ 県内感染期（国内感染期）ステージ4

- ◆ 県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<対策の目的>

- ①医療体制支援を維持する。
- ②健康被害を最小限にとどめる。
- ③市民生活・地域経済への影響を最小限にとどめる。

<対策の考え方>

- ①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ②地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市は県ごとに示される対策を適切に実施する。
- ③市は、状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④市は、県と連携し、流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する対策を行う。
- ⑤市は、医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑥欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑦受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、市は、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑧市は、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制 ◇市の体制:出雲市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ対策を全庁で実施するため、引き続き医療体制の強化と徹底した感染防止対策等による流行拡大の防止対策を実施する。また、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集・提供・共有

市は、引き続き新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部や教育部等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

1) 市民への情報提供〔総合政策部、健康福祉部〕

- ① 新型インフルエンザ等に関する情報について、適宜市民にメッセージを送り、風評等による混乱防止を図る。
- ② 新型インフルエンザ等の基本知識、発生状況、予防策、行政の対応状況など最新情報を市民に提供する。
- ③ 市内に居住する外国人、障がいのある人、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する的確な情報提供を行う。
- ④ 発生地域の公表は、原則、市(出雲市内)までの公表とし、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

2) 学校、事業所、公共交通機関等関係機関等への情報提供及び情報収集

- ① 事業所等へ発生状況の情報提供と一般的な予防、予防物品の備蓄等啓発を継続して実施する。〔商工振興部、観光交流部〕
- ② 引き続き市内の小中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔教育部、健康福祉部〕
- ③ 引き続き医療機関及び関係機関に対し、県と連携して患者の発生状況や感染予防・感染防止対策等について情報提供する。〔健康福祉部〕
- ④ 保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員に対する休暇措置等の配慮について、事業所に要請する。〔健康福祉部〕

3) 相談窓口の継続(コールセンター等の設置)〔健康福祉部〕

市は県から状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版の配布を受ける。また、県又は国の要請があった場合、引き続き総合相談窓口(コールセンター等)の充実・強化を図る。

(3) まん延防止

1) 市内での感染予防とまん延防止

- ① 感染予防・感染防止のため、学校、施設、事業所等において、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットを強く勧奨する。〔防災安全部、教育部、健康福祉部、総合政策部、商工振興部、観光交流部〕
- ② まん延防止のため、学校、施設等に対し臨時休校、臨時休業、職員の就業制限等事前の手配を要請する。〔教育部、健康福祉部〕
- ③ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔交通政策課〕
- ④ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。〔健康福祉部〕

2) 社会行動の制限

- ① 流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を県と連携し実施する。
〔防災安全部、健康福祉部〕
- ② 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請を行う。
〔総務部、総合政策部〕
- ③ 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請を行う。〔商工振興部、観光交流部〕

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

市は、緊急事態宣言がされていない場合においては、引き続き関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を行うとともに、その接種に関する情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合においては、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

※病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

- 1) 市は、引き続き住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を実施する。
- 2) 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・保健センターなど公的な施設

を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

※接種予定会場(案)参照

- 3) 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示版等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- 4) 市は、基礎疾患を有し、医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。
- 5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
但し、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- 6) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- 7) 予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(5) 医療

1) 医療体制

- ① 地域の医療体制について、保健所や医療関係団体等から情報収集に努めるとともに、医療関係団体等への支援を行う。〔医療介護連携課〕
- ② 帰国者・接触者相談センターへの相談や帰国者・接触者外来への受診方法など、保健所が行う防疫に係る広報活動に協力する。〔健康増進課〕
- ③ 地域の感染状況について、以下の情報などを保健所から収集、確認する。〔健康増進課〕
 - ・ 帰国者・接触者外来での受診状況
 - ・ 市内医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生状況
 - ・ 上記の疑われる患者に関するPCR検査等の結果
 - ・ 新型インフルエンザ等患者の入院状況

- ・ 新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行うための空床状況
- ④ 市立の医療機関においては、県の要請に従って計画に定められる役割を担う。
 - ・ 総合医療センター:入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅で療養するよう要請する。また外来では新型インフルエンザ等患者の診療を行う。〔総合医療センター〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 1) 社会行動の制限等〔防災安全部、健康福祉部、商工振興部、観光交流部、環境エネルギー部、上下水道局〕
 - ① 流行拡大の防止のため、発生地域の感染拡大防止対策を県と連携し実施する。〔防災安全部、健康福祉部〕
 - ② 感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛要請を行う。〔総務部、総合政策部〕
 - ③ 国・県から要請があった場合には、それらに協力する形で企業等の事業活動の自粛要請を行う。〔商工振興部、観光交流部〕
- 2) 要援護者対策等〔健康福祉部〕
 - ① 市は、計画に基づき、引き続き要援護者対策を実施する。
 - ② 市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。
 - ③ 市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。
- 3) -1 遺体の火葬・安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕

※パターン1:緊急事態宣言がされていない場合

 - ① 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。
 - ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、引き続き円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
 - ③ 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、

他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

- ④ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 市は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

3) - 2 遺体の火葬・一時安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕

※パターン2:緊急事態宣言がされている場合の追加措置

- ① 市は、国から県を通じて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受けた場合には、これに対応する。
- ② 市は、国から県を通じて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた場合には、これに対応する。

3) - 3 遺体の火葬・一時安置〔環境エネルギー部、健康福祉部〕

※パターン3:特定市となった場合(緊急事態宣言区域内になった場合)

市は、県が埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- ② その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討・実施する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要が

あると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

4) 保育の支援〔子ども未来部〕

市は、保育施設等が閉鎖された際、入所している子の保護者が、社会機能維持に関わる仕事(警察、医療、ライフラインに関する業務等)に勤務している場合やその他の事情により家庭保育ができない場合は、十分な集団感染対策を講じた上で、指定した市立保育所における緊急保育を行う。

5) ごみの排出抑制周知〔環境エネルギー部〕

流行規模が拡大し、ごみ回収や処理の維持が困難となった場合には、市民及び事業者に対してごみ排出抑制を行う。

6) 市役所業務の再開等〔総務部、防災安全部〕

市は、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた市業務の再開時期、再開内容等を検討する。

※ 緊急事態宣言がされている場合の追加措置

7) 水の確保〔上下水道局〕

水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

8) 生活の安定〔総務部〕

市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

○ 小康期 ステージ5

- ◆ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ◆ 大流行はいったん終息している状況

<対策の目的>

- ①市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- ①第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ②第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制 ◇市の体制:出雲市新型インフルエンザ等対策本部

市は、政府対策本部が廃止されたときは、出雲市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

(2) 情報収集・提供・共有 [防災安全部、健康福祉部、総合政策部]

市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。また、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ等をとりまとめ、県と連携し情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

1) 相談窓口の縮小(コールセンター等の縮小) [健康福祉部]

市は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

(3) まん延防止

1) 市内での感染予防とまん延防止対策

- ① 引き続き感染予防・感染防止のため、学校、施設、事業所等において、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットを勧奨する。〔防災安全部、総合政策部、健康福祉部、商工振興部、観光交流部、教育部〕
- ② 引き続き公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔交通政策課〕
- ③ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を引き続き要請する。〔健康福祉部〕

(4) 予防接種〔健康福祉部〕

※パターン1:緊急事態宣言がなされていない場合

1) 住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。※ステージ2:国内発生早期を参照

2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※パターン2:緊急事態宣言がなされている場合

3) 住民接種の実施

市は流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。※ステージ2:国内発生早期を参照

4) 住民接種の広報・相談については、国内発生早期(緊急事態宣言がなされている場合)を参照

(5) 医療

1) 医療体制

- ① 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
〔医療介護連携課、健康増進課〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

〔防災安全部、健康福祉部、環境エネルギー部、総務部、商工振興部、観光交流部〕

1) 要援護者対策〔健康福祉部〕

市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

2) 社会行動の制限等

① 業務の再開等〔健康福祉部、商工振興部、観光交流部〕

市は、県と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等〔防災安全部、健康福祉部〕

市は、国・県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止をする。

③ 市業務の再開等〔総務部、防災安全部〕

市は、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた市業務を再開する。